

岩手県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

令和6年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	重茂半島線	宮古市重茂地先（市道館里線交点）から津軽石地先（一般国道45号交点）まで
県道	有芸田老線	宮古市田老地先（三陸縦貫自動車道田老南インターチェンジ）から田老地先（市道市街地33号線交点）まで
県道	花輪千徳線	宮古市田鎖地先（宮古盛岡横断道路宮古田鎖インターチェンジ）から田鎖地先（県道宮古港線交点）まで
県道	衣川水沢線	奥州市胆沢小山地先（東北縦貫自動車道奥州スマートインターチェンジ）から胆沢小山地先（市道附野下笹森線交点）まで
県道	二戸一戸線	二戸郡一戸町高善寺地先（県道二戸一戸線交点）から一戸地先（町道袋町沢田線交点）まで
一般国道	397号	気仙郡住田町世田米地先（一般国道107号交点）から奥州市江刺米里地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年10月1日

5 占用を制限する区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 岩手県県土整備部道路環境課

(2) 期間 令和6年9月27日から同年10月28日まで